

街区基準点復元マニュアル（案）の廃止に伴う今後の対応

▶ 街区基準点復元作業マニュアル（案）の廃止通知

H31.1.11：国土交通省地籍整備課

国土交通省地籍整備課が、関係県・市への意見照会を踏まえ、街区基準点復元作業マニュアル（案）の廃止を決定（以下の説明あり）

マニュアル廃止の理由

マニュアル（案）に示す復元手法は、公共準則における復旧手法と比較して簡易で、精度管理の観点から問題があることから、**公共測量により設置された街区基準点の取扱いを適正化するため**

今後の取扱い

既存の街区基準点を移設又は一時的に撤去した上で同じ位置に復旧させようとする時は、**既存の街区基準点を廃止し、移設先に一般の公共基準点を新設する**（新設基準点は「街区基準点」と呼称しない）

また、基準点の新設にあたっては、公共測量における基準点測量として行うものとし、測量法に基づく各種手続きを行うものとする。

▶ 今後の復元（復旧）における対応

福岡市街区基準点等復元作業マニュアルの取扱い

国マニュアル（案）の廃止に伴い、「**廃止**」する

移転や滅失・損壊時における工事施行者等への指導

工事施行者等が既存の街区基準点を移設する必要が生じた場合、又は過失等により滅失・損壊した場合は、一旦、既存の街区基準点を廃止したうえで、**従前と同等級相当の都市基準点としての復旧を指導する。**

		街区基準点の廃止	街区基準点の復旧
等級	三 角 点	廃 止	2 級都市基準点
	多 角 点		3 級都市基準点
	節点、補助点		4 級都市基準点
提出書類		撤去・移転申請書 (所管課と要事前協議)	機能回復届 (地理院の審査書添付)

基準類の改定・周知

- ・福岡市街区基準点等管理要綱及び同施行細則の改定
- ・関係機関への周知（官公庁、測量等事業者、道路占用事業者）